

## 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ZEB」という。）の導入を促進するため、県内にZEBを新築する事業又は県内の既築建築物をZEBに改修する事業に要する経費に対し、神奈川県が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、要領で定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) ZEB

快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物

#### (2) 民生用の建築物

オフィスビル、病院・福祉施設、学校、デパート・スーパーマーケット等の次のア及びイに属していない建築物。ただし、イに掲げる建物であっても、賃貸集合住宅（寮、寄宿舎含む）で建築物の省エネルギー計算ができる場合は、この限りではない。

ア 工場等 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

イ 住宅 戸建住宅、分譲マンション、別荘等

### (補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は別に定めるネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、県が採択した事業計画に則して実施する事業であって、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 神奈川県内の民生用の建築物に設置する別表1に掲げるZEBの実現に資する設備等（以下「補助対象設備等」という。）の設計又は設置のいずれか一方若しくは両方を行う事業

(2) 補助対象設備等は全て未使用品であること。

(3) 太陽光発電システムは再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるものであること。ただし、次のアからウのいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池（以下「薄膜太陽電池」という。）を利用する場合であって、有機系材料によるものを利用するときはこの限りではない。

ア 発電セルは、半導体層が $10\mu\text{m}$ 以下であること。

イ モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。

ウ 荷重が $10\text{kg}/\text{m}^2$ 以下（架台等に必要な部材を含む）であること。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う個人又は法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く）（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の交付を受けるも

のとする。

- 2 補助対象設備等のうちにE S C O、リース、割賦又は無償貸与により設置するものがある場合は、E S C O事業者、リース事業者又は割賦事業者等と共同申請を行うこととし、補助事業を行う対象建築物を新築する場合にあつては当該建築物の建築主、既築の建築物において補助事業を行う場合にあつては当該建築物の所有者を「代表補助事業者」とし、代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」というものとする。
- 3 前項による申請を行う場合、共同補助事業者は、代表補助事業者と共同補助事業者との間に締結するE S C O契約、リース契約、割賦契約又は無償貸与契約（以下「E S C O契約等」という。）により設置する補助対象設備等に係る補助金相当分をE S C O契約等のE S C O料、リース料又は割賦料から減額しなければならない。また、無償貸与契約により設置する場合は、共同補助事業者は、設置する補助対象設備等に係る補助金相当分を節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分を利益還元しなければならない。
- 4 第2項による共同申請を行う場合、代表補助事業者が補助金の交付を受けることができるものとする。代表補助事業者が複数の者の場合は、代表補助事業者のうちいずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費であつて、別表2に掲げるものとする。

- 2 前項の経費の算出は、次の各号を除外するものとする。
  - (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
  - (2) 消費税及び地方消費税相当額
  - (3) 系統連系に要する費用

（補助額の算出方法等）

第6条 補助額は、第5条の規定により算出した補助対象経費に3分の1を乗じた額（ただし、薄膜太陽電池を設置する費用は、2分の1を乗じた額）を上限とする補助希望額の総額と、公募要領に基づき県が公募及び選考した結果に関する通知による補助限度額のいずれか低い額を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出し、事業着手前に補助金の交付決定を受けなければならない。なお、建築物を新築する場合であつて、設計のみを補助事業とするときは第8号の提出は不要とする。

- (1) 本事業の事業計画書の写し
- (2) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は全ての補助事業者の定款の写し及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの

- (3) 補助対象経費の内訳（別紙1（第1号様式））
- (4) 全ての法人の補助事業者の役員等氏名一覧表（別紙2（第1号様式））
- (5) 補助事業者が複数の者の場合（第4項第2項による共同申請の場合を除く。）には、複数の補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（別紙3（第1号様式））
- (6) 第4条第2項による共同申請の代表事業者が複数の者の場合には、代表補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（別紙4（第1号様式））
- (7) 複数事業者で事業を実施する場合には、事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書等（写し）
- (8) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は建築確認済証の写し）又はこれに代わるもの
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象設備等をESCO、リース、割賦又は無償貸与により設置する場合は、前項に加えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) ESCO ESCO契約書（案）及びESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (2) リース リース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (3) 割賦 割賦契約書（案）及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (4) 無償貸与 無償貸与契約書（案）及び節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の着手は、補助対象設備等の設置工事の着工とする。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助事業に係る設計の着手とする。

3 第16条第1項に規定する実績報告を行う期日にかかわらず、補助事業は補助事業を実施する年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助事業の実施に係る工事及び設計の完了した日又は補助事業者が設備、工事及び設計の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払が完了した日のいずれか遅い日とする。補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

(交付の条件)

第 11 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業及び補助額に影響を及ぼすことがないものはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は補助事業を実施した場合は、補助事業を実施する年度の翌々年度までに公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しなければならず、完了しないときは、知事は、交付を受けた補助額に相当する額の納付を請求することができる。
- (5) 補助事業者は、前号の規定による補助金に相当する額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(変更の申請)

第 12 条 前条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認通知書（第 5 号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更不承認通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第 8 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認申請書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認められたときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第 9 号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第 10 号様式）により、通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第 13 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実施状況報告書（第 11 号様式）により、補助事業を実施する年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第 16 条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取り消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実績報告書（第 12 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 2 箇月を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

なお、設計のみを補助事業とする場合は第 6 号から第 10 号、補助事業の対象とした ZEB を新築する場合であって、公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しないときは第 7 号についてはこの限りではない。

- (1) 事業結果報告書（別紙 1（第 12 号様式））
- (2) 補助事業に係る契約書又は請書の写し
- (3) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (4) 国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (5) 補助事業に係る完成図書又はこれに代わるもの
- (6) 補助事業に係る設備等の導入後の完成写真又はこれに代わるもの
- (7) 第 7 条に規定する申請書の提出の際に、補助事業を実施する建築物の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
- (8) 施工証明書（別紙 2（第 12 号様式））
- (9) 出力対比表（別紙 3（第 12 号様式））
- (10) 余剰売電を行う場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）（ただし、有機系材料による薄膜太陽電池を利用する場合を除く。）又はこれに代わ

るもの

(11) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象設備等をESCO契約等により設置する場合は、前項に加えて次の書類を提出しなければならない。

(1) ESCO ESCO契約書（写し）及びESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

(2) リース リース契約書（写し）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

(3) 割賦 割賦契約書（写し）及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

(4) 無償貸与 無償貸与契約書（写し）及び節電実績に応じたインセティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(現地調査)

第17条 知事は前条の規定による実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは現地調査を実施するものとする。

(補助金の額の確定及び支払い)

第18条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により代表補助事業者に対し通知するものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
BEMS	5年
その他の補助対象設備等	10年

2 処分制限期間内において、補助事業により設置した補助事業の実施に要する設備等を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及

び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（効果の把握及び公表）

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業の対象とした Z E B が完成し、引渡しが行われた日の属する月の翌月から 1 年間、補助事業の効果が把握できるものを知事に提供しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による内容を確認するため、補助事業者に対し必要な書類等の提出を求めることができる。
  - 3 知事は、第 1 項の規定により補助事業者から提供された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（届出事項）

- 第 22 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき
  - (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

（暴力団の排除）

- 第 23 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第 1 項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 4 前項の規定による処分に関しては、第 15 条を準用する。

（その他）

- 第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

別表 1 補助対象設備等

	内容
Z E B の実現に資する設備等	B E M S、太陽光発電システム、高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、その他 Z E B の実現に資する設備及び以上の設備等の設置に必要な付帯設備

別表 2 補助対象経費

経費区分	内容	補助額
設計費	別表 1 に記載の設備等の導入の設計に要する経費	上限 2,500 万円
設備費	別表 1 に記載の設備等の導入に要する経費	
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費	